

# 相楽広域行政組合消費生活相談員 (会計年度任用職員) 募集要項

- 1 募集職種 消費生活相談員(会計年度任用職員)
- 2 職務内容 消費生活に関する相談・あっせん業務及び普及啓発業務
- 3 応募資格等 本業務に関する知識と職務を遂行する熱意を有し、採用予定日現在、次の(1)(2)の条件に該当していること。

(1)資格 下記①～④のうち、いずれかの要件を満たす者

|   | 資 格          | 認定する機関等     |
|---|--------------|-------------|
| ① | 消費生活相談員資格取得者 | 国家資格        |
| ② | 消費生活専門相談員    | (独)国民生活センター |
| ③ | 消費生活アドバイザー   | (一財)日本産業協会  |
| ④ | 消費生活コンサルタント  | (一財)日本消費者協会 |

(2)その他

- ・パソコン操作ができること。
- ・普通自動車免許を持っていること。

(注) 次に該当する者は応募できませんので、ご了承ください。

地方公務員法第16条の規定に該当する次の者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 4 採用予定人員 1名
- 5 採用予定日 令和9年4月1日
- 6 勤務場所 相楽消費生活センター  
京都府木津川市木津上戸15(相楽会館内)  
※現在、新庁舎の新築工事中(完成予定:令和9年3月15日)ですが、工期が延期となった場合は、勤務場所が変更となる場合があります。

## 7 勤務条件

- (1)任用期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日（年度毎の契約ですが、勤務成績等により更新します。）
- (2)勤務日数 週4日（月・火・水・金曜日、場合によっては、土・日・祝日等の勤務もあります。）
- (3)勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
- (4)報酬額 月額226,000円（令和8年4月1日現在）
- (5)諸手当 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当
- (6)社会保険 健康保険・厚生年金保険・雇用保険
- (7)その他 年次有給休暇、夏季休暇、その他特別休暇有

8 選考方法 書類審査（志望動機と「消費生活相談の役割」についての考え、400字程度）及び面接 ※面接の日程等については、別途、連絡します。

9 合否の発表 応募者全員に選考結果を郵送で通知します。

10 申込方法 ①受験申込書に②応募資格を証する書類の写しを同封し、申込期間内に持参又は郵送のこと。

提出書類については、返却しません。また、提出いただいた個人情報については、本採用業務以外の目的に使用することはありません。

11 申込期間 令和8年9月10日（木）～令和8年10月9日（金）

12 申込先（問い合わせ先）

〒619-0204

京都府木津川市山城町上狛大谷181（そうらく衛生センター）

相楽広域行政組合事務局 担当：國子（くにこ）

TEL 0774-72-0421 FAX 0774-72-0470



※申込受付場所及び試験会場位置図